

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鶴田町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 水元区域

(1) 現況

本地域は、広い樹園地を利用したりりんご栽培が盛んで、廻堰大溜池等の豊富な水資源を活用した稲作地帯でもある。近年、わら焼きの煙による害を訴える声が顕著であり、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、そして、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 鶴田区域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、近年、わら焼きの煙による害を訴える声が顕著となっている。地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、そして、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 上三区区域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、ぶどう「スチューベン」の栽培に適した気候風土であり生産量は日本一を誇る。地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 六郷区域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、また、ぶどう「スチューベン」の栽培に適した気候風土であり生産量は日本一を誇る。近年、同農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 梅沢区域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、りんご、ぶどうの果樹栽培も行われている。近年、わら焼きの煙による害を訴える声が顕著であり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(以下略)

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	水元区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	鶴田区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に

		掲げる事業
③	上三区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	六郷区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	梅沢区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし